

海外における権利執行の課題と著作権登録制度について

1. 海外における権利執行の課題について

- 本年度の法制度に関するワーキングチーム(以下「本 WT」)における検討課題として「著作権侵害の国外犯処罰の執行の在り方について」が挙げられているところ。
- 本 WT 第 1 回では、海外に拠点を置く海賊版サイトのうち、国内犯と整理できるケースであっても、実際に摘発にまで至った事例は乏しいことを踏まえ、国内犯に対する処罰規定の実効性を確保し、これらの海賊版サイトの摘発に繋げるべきとの意見があった。

2. 著作権登録制度の現状と課題について

- この点、出版物の海賊版被害に対しては、著作権者による権利執行に当たり、著作権者が著作権を有していることの証明が必要となるが、この証明に関して、主に以下のような課題があるとの声が挙げられている。
 - 著作権法上の著作権登録を行う場合、登録事項が公示され、著作者や複製権等保有者の氏名(実名)や住所が公表されてしまうところ、著作者や複製権等保有者である作家・マンガ家等は、日常的に筆名(ペンネーム)を用いており本名を非公表としている者も多く、また、住所を公開することで、一部のファン等が訪れることによる本人の生活環境の悪化も想定されることから、著作者・複製権等保有者のプライバシーの観点で、著作権登録をすること自体が躊躇される状況にある。
 - また、著作権登録がされている場合でも、氏名や住所が記載された著作権の登録事項記載書類を海外当局(警察等の法執行機関、裁判所等の司法機関)に提出しようとする場合、当該書面が紛争相手方に提供される可能性や、公表される可能性もあることから、同様にプライバシーの観点で提出が躊躇される。
 - 著作権設定契約書等により海外当局に対して我が国における著作権の保有を証明しようとする場合、文書の外国語訳及び公証人・領事官等による認証取得、当該文書及び翻訳文の正確性等の海外当局への説明等に関する著作権者の負担が大きい。
- そこで、上記課題に関して、海賊版サイトのうち国内犯と整理できるものに対する処罰規定の実効性確保に向けた取り組みの一環として、現状の著作権登録制度の改善の可能性について検討することとしてはどうか。
- なお、上記の著作権を有していることの証明は、一義的には、訴訟等において原告が我が国の著作権法上の著作権(著作権法 80 条 1 項)を有していることについての証明であり、

国内犯としての出版権侵害に対して原告が請求権を有することを基礎付けるものである。もっとも、出版権はその内容として、著作権者(複製権等保有者)が出版又は電子出版を行うおうとする者に対して、自身の著作物を出版又は電子出版の方法により独占的に利用することができる地位を設定する、というものであることから、我が国の著作権法上の出版権者であることは、外国法によっては、当該著作物についての一定の独占的な利用権(いわゆる独占的ライセンス exclusive license 等)を有する者であることとして評価される場合も考えられる。そのため、上記の出版権を有していることの証明は、上記の国内犯に対する効果に加えて、国外犯に対して原告が(例えば独占的ライセンスーexclusive licensee としての)請求権を有することを立証する上でも有効な手段となる場合があると考えられる。

3. 著作権登録制度の今後の方向性について

(1) プライバシーに関する情報を登録事項記載書類において非表示とすること等について

ア 現状

- 著作権登録に関しては「何人も」以下の申請が可能とされている(著作権法 78 条 4 項)。

交付申請	著作権登録原簿の登録事項記載書類、原簿の附属書類(登録受付簿)の写し
閲覧申請	原簿の附属書類(登録受付簿)

(※)登録申請書及びその添付資料(著作権設定契約書等)は交付・閲覧申請の対象外

- 交付・閲覧申請の対象となる登録事項記載書類及び登録受付簿においては、現状、以下の事項が記載されることとなっている(著作権法施行規則 9 条 1 項、11 条 2 項)。

登録事項記載書類(著作権登録原簿)の記載事項		
表示部(著作物に関する事項)	事項部(著作権登録に関する事項)	
表示番号	順位番号	
著作物の題号	申請の受付の年月日及び受付番号	
[◆] <u>著作者の氏名・名称</u> (及び外国人であるときはその国籍) (※)原則として実名(本名)	登録の目的	
[◇] <u>著作物の最初の公表の際に表示された著作者名</u>	権利の表示	
著作物が最初に公表された年月日	登録の原因及びその発生日	
著作物が最初に発行された国の国名 (発行された外国人の著作物について登録するとき)	[◆] <u>複製権等保有者(氏名・住所)</u> (記載例)複製権等保有者 文化 千代 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番4	
著作物の種類	出版権者(氏名・住所) (記載例)出版権者 株式会社文科出版 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号	
著作物の内容又は体様	出版権の範囲	
	出版権の存続期間	
	出版権に関する特約	
	[◆] <u>申請者(氏名・住所)</u> (※)共同申請なら複製権等保有者・出版権者双方の氏名・住所 ／登録権利者の単独申請なら出版権者のみの氏名・住所	
登録受付簿の記載事項		
申請の受付の年月日	受付番号	著作物の題号
[◆] <u>著作者の氏名又は名称</u>	登録の目的	登録免許税として納付する額
[◆] <u>申請者の氏名又は名称</u>	(※)実務上、これらに加えて「申請書日付」「摘要」を記載	

- 上記〔◆〕印を付した事項については、一般的に個人(自然人)であることが多い、著作者や複製権等保有者等の氏名や住所に係る情報である。こうした情報は、本人がみだりにこれを開示されることを望まない情報として、プライバシーに係る情報となる場合がある¹。
- なお、これに対して〔◇〕印を付した「著作物の最初の公表の際に表示された著作者名」については、以下の理由から、本人が開示を望まないプライバシーに係る情報とは直ちにはいえないと考えられる。
 - 筆名等の本名でない仮名や、表示がされていない(無名である)場合があること
 - 本名だったとしても、本人が著作物の公表に際して自ら表示した情報であること

イ 他の法制度における対応例

- 対象者のプライバシーに配慮した公示制度の在り方に関して、他の法制度における例をみると、商業登記制度においては、令和6年10月1日より、大要、以下のような「代表取締役等住所非表示措置」が設けられた²。
 - 一定の要件の下、株式会社の代表取締役等の住所の行政区画以外の部分につき登記事項証明書等において非表示とする。
 - 住所を登記する趣旨(会社の代表者を特定する情報、訴訟における管轄の決定、訴訟における訴状の送達先等)を踏まえ、実務上、必要時には住所を表示させることが可能とする(利害関係人は、住所の記載された書面を閲覧することができる等)。

ウ 論点等

- 登録制度は、著作権が移転した場合の取引の安全性の確保や、著作権関係の法律事実の公示という観点から設けられているものである。
- 他方、出版権登録制度においても、他の法制度と同様に、特に個人(自然人)である可能性が高い著作者・複製権等保有者のプライバシーの確保は重要である。
- これらの登録制度の目的と著作者・複製権等保有者のプライバシーの確保を両立させつつ、訴訟等の実務において、不都合が生じないようにするための方策としてはどのような方法が考えられるか。
- 例えば、上記アの表中〔◆〕印を付した事項(対象者が個人でない場合を除く。以下同じ。)について、以下のような点をどのように考えるか。
 - 氏名の取扱いについて
 - ✓ 実名(本名)ではなく、筆名(ペンネーム)により登録することを可能とすること

¹ 上記では、「出版権者」は一般的に法人又は団体であることが多いと考えられることから〔◆〕印を付していない。なお「申請者」は、登録権利者の単独申請の場合は出版権者だが、共同申請の場合、複製権等保有者が含まれるため〔◆〕印を付している。

² 法務省民事局「代表取締役等住所非表示措置について」(令和6年8月)(<https://www.moj.go.jp/content/001423450.pdf>)

- ✓ 現状と同様、原則として実名(本名)で登録を行うものの、本人の申出があった場合、その後に行われる登録原簿等の閲覧・登録事項記載書類等の交付に当たっては、「著作物の最初の公表の際に表示された著作者名」その他の本人が申し出た仮名により表示することとすること
- 住所について
 - ✓ 著作者や複製権等保有者の住所に代えて、その代理人(出版社等)の住所により登録することを可能とすること
 - ✓ 現状と同様、著作者や複製権等保有者の住所で登録を行うものの、本人の申出があった場合、その後に行われる登録原簿等の閲覧・登録事項記載書類等の交付に当たっては、住所の行政区画以外の部分について非表示(閲覧申請の場合は該当部分のマスキング等により閲覧制限)とすること
- 閲覧・登録事項記載書類等の交付の制限について
 - ✓ 誰からの申請であっても例外なく、上記アの表中[◆]印を付した事項は開示しないこととすること
 - ✓ 申請者が登録権利者若しくは登録義務者本人である場合、又は申請者が利害関係を有すること^(※)を疎明した場合などの一定の場合には、当該事項を表示した登録事項記載書類等を交付する(又は制限措置を伴わず閲覧させる)こととすること
(※)なお、この場合の「利害関係」としては、例えば、複製権等保有者に対し著作物の利用の許諾を得ようとする場合や、訴訟提起に必要となる場合等が考えられる。

(2) 海外における権利執行の円滑化に資する登録事項記載書類の在り方について

ア 現状

- 著作権登録に関して、登録事項記載書類を海外当局に提出する場合、一般的に、英語その他の当該国において通用する言語に翻訳して提出することが求められる。
- 他方、著作権登録の登録事項記載書類は、現状、和文でのみ発行されている。

イ 他の法制度における対応例及び対応案

- 我が国において発行される公的証明書のうち、一部のものについては、公的機関において、和文での証明書とともに、英文での証明書を発行している例がある(医師免許、教員免許状等)。
- そこで、著作権登録に関しても、登録事項記載書類の発行に当たって、以下のような措置をとることとしてはどうか。

【考えられる措置】

- 文化庁において、著作権登録原簿の記載事項について、現行の和文によるものに加えて、申請者の求めに応じて一定の事項を英文で記載した登録事項記載書類を発行する。
- 上記の英文による登録事項記載書類の発行に際しては、申請に際して、正確に翻訳を行った旨の宣誓を添えた著作権登録原簿の記載事項の英訳文を申請者が作成した上で提出し³、これに文化庁長官による以下の①及び②についての認証文を付与することによって、登録事項記載書類を発行する。
 - ① 記載された者が著作権登録原簿において著作権者として登録されている旨
 - ② 添付の英文は当該登録に係る著作権登録原簿の記載事項の正確な翻訳であることを翻訳者が宣誓したものである旨

³ 著作権登録に関しては、著作権登録原簿の記載事項のうち、「著作物の題号」や「著作物の内容又は体様」等はそれ自体著作物の表現内容に関わるものであり、著作物の表現内容に通じない証明当局(文化庁)が機械的に翻訳を行うこと適切ではないことから、著作権登録原簿の記載事項については、証明を求める申請者による翻訳を求めることが適切と考えられるのではないかと。なお、不動産登記等の登記事項証明書を海外当局に対して提出する場合、当事者において登記事項証明書の英訳を作成した上で、正確に翻訳した旨の宣誓書を作成し、公証人の認証を受ける手続が取られることが多い。